

質問	回答
<p>資料（４）別紙様式８「帳票要件適合表」について仕様書等 別紙２ 帳票要件一覧表と No. が相違している。（No. 1 から始まりと No. 2 から始まりで相違している。）資料（４）別紙様式８「帳票要件適合表」に記載された内容で申請することで特段問題ない認識で相違ないか。（No. とは別に ID も併記されているため問題ないと考えているが確認時に齟齬が出ないか懸念したため質問書を提出している。</p>	<p>ご認識のとおり、資料（４）別紙様式８「帳票要件適合表」に記載された内容で申請することで問題ございません。</p>
<p>仕様書５調達システムの要件（１）②「稼働時までにデジタル庁の適合確認試験に合格していること」について、合格を証明するためには、本番稼働までに適合確認試験に合格した製品一覧に掲載された写しもしくは掲載箇所をご案内する認識で相違ないか。</p>	<p>ご認識の内容で相違ございません。</p>
<p>質問書の回答について、一般競争入札公告共通事項に「（３）質問に対する回答は、メール等により速やかに質問者に対して行うものとする。」との記載があるが、質問・回答については、HP への掲載もしくは参加予定の事業者への共有をお願い出来ないか。回答内容によっては仕様が変わる可能性もあるため、公平性を担保するためにも検討願います。</p>	<p>質問に対する回答は、質問者に対してメール等により行うほか、県ホームページ上にて質問および回答について公表することとします。</p>
<p>質問書の回答について、一般競争入札公告共通事項に「（３）質問に対する回答は、メール等により速やかに質問者に対して行うものとする。」との記載があるが、複数の事業者から質問があった場合、すべての質問内容とすべての回答は入札に参加予定の事業者すべてに回答が共有されるか。</p>	<p>質問に対する回答は、質問者に対してメール等により行うほか、県ホームページ上にて質問および回答について公表することとします。</p>

質問	回答
<p>仕様書4業務内容(2)システム構築スケジュールに「本システムの構築スケジュール(予定)は、以下のとおりとする。なお、以下に示すスケジュールはあくまでも想定であり、実現可能なスケジュールを受託者にて作成し、契約後に合意することとする。」とあるが「ただし、現行システムのサーバー(WindowsServer2016)のサポート期限が令和9年1月12日までであることを踏まえ、令和9年1月12日までに本番稼働が可能であること。」との記載もある、スケジュールの変更余地はあるが、令和9年1月12日までの本番稼働を前提としたものと言う理解で相違ないか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
<p>仕様書について、委託期間は令和9年3月31日、成果物の業務完了報告書は令和9年3月15日、本稼働は令和9年1月12日までの本番稼働との記載がある。</p> <p>令和9年1月12日から令和9年3月15日は本稼働後の業務完了報告書提出までの猶予期間、令和9年3月15日から令和9年3月31日は業務完了報告書提出後の検収のための確認・是正期間であり、本稼働は令和9年1月12日であり、令和9年3月15日や令和9年3月31日まで本稼働を延伸できると言うことではないと言う認識で相違ないか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
<p>令和9年1月12日までに本稼働を実施できなかった場合、現行システムを維持するための費用等の損害賠償が発生する認識で相違ないか。</p>	<p>受託者の故意または過失により令和9年1月12日までに本稼働を実施できず、県に損害が発生した場合は、契約書案第14条の規定により、損害賠償が発生することとなります。</p>

質問	回答
<p data-bbox="237 284 1088 464">資料（４）別紙様式８「帳票要件適合表」のNo. 15：児童扶養手当所得状況届について、標準仕様書は標準オプション機能となっていますが、福井県実装区分では実装必須機能となっています。</p> <p data-bbox="237 480 1088 603">帳票の内容としては、No. 32：児童扶養手当現況届に記載されている内容であり、運用上はこちらの資料を利用する認識ですが、実装必須機能となる使用用途を教えてください。</p>	<p data-bbox="1111 284 1955 603">No. 32：児童扶養手当現況届は、児童扶養手当受給資格者が毎年８月に提出する書類であり、児童扶養手当法施行規則第４条・様式第６号に規定されているものです。一方で、No. 15：児童扶養手当所得状況届は７月から９月までの間に、新規で手当の認定請求をする方が提出する書類であり、児童扶養手当法施行規則第３条の５・様式第５号の５で規定されているものであり、現在も使用している帳票となるため実装必須としております。</p>